

# 中世後期—戦国時代における城の機能と民衆

くまもと県民カレッジ「くまもと・城物語」

熊本大学社会文化科学研究科 稲葉継陽

## はじめに——中世社会の歴史的特質——

- (1) 自力救済の世界
- (2) 領主間競合・当知行・当知行安堵
- (3) 内乱と一揆

## I 当知行と城郭

- (1) 14世紀内乱渦中、守富庄の城郭と河尻七郎・阿蘇惟澄
- (2) 八代相良氏と宇土名和氏の境目、豊福城

⇒\*個々の地域(荘園、領)には必ず城がある

\*城郭から敵方を放逐し、自己の軍隊をそこに駐屯させることが、地域支配=領域当知行の絶対的要件

\*戦争=合戦は城の奪い合いとして展開

## II 「村の城」をめぐって

14世紀内乱渦中の山陰地方の村の事例

⇒「悪党」=敵方の侵攻から城を拠点に村を防衛する百姓

⇒\*村も自力救済の主体、内乱の渦中では村も当知行の主体となる

\*城を拠点とした地域防衛システムの存在

⇒「村の城」の広範な存在を想定した城郭研究が進展しつつある

## III 内乱の戦場の現実——驚くべき「濫妨狼藉」の世界——

関ヶ原合戦時、芦北郡田浦村を襲った島津出水衆の「濫妨狼藉」=人身掠奪

⇒貧しい「雑兵」が敵地の社会的弱者を大量略取するのが内乱の戦場の現実

## IV 城の大規模化の歴史的意味

- (1) 戦国期における「惣構」の発達(竹迫城、八代城)

- (2) 領主の城を村が分担して補修・維持(戦国大名北条氏の場合)

⇒内乱時の平和領域としての城は大名の領域支配権の究極の根拠、城の維持は領域の村のつとめ(「公事」)

## おわりに

「天下泰平」の江戸時代における城の性格を考える

○コノ文書未ダソノ年ヲ詳ニセズト雖モ、今姑クコ、ニ收ム、

肥後國阿蘇筑後守惟澄謹言上

早欲依自元弘以來數百度合戰殊功下賜新所、弥抽忠勤子細事

右、元弘以來合戰注文先進了、既及 奏達歟、惟澄雖爲不屑之身、自取初云軍忠、令扶持自門他門、于今無異變之儀、而或降參之輩、或御方□□忠功之族、各賜新所、雖施面目、於惟澄者、不下賜一ヶ所新所、依其身疲勞、不能不斷禪候事、似失前々忠勤、又於本領新恩者、惟時令參上御方之間、不能當知行、隨而此間知行内免田等、自去年秋之比、悉還付社家之間、弥及疲勞者也、然間、下賜當國他國之内可當知行新所、令扶持多年疲勞軍勢、弥可抽向後忠勤□、

一守富庄事、爲御方一同之評議、令拜領 繪旨令旨之處、河尻七郎依令降參、未能知行、於此所者、河尻七郎雖知行、是偏 朝敵高氏所死行也、於惟澄者、爲御方一同之評議、拜領 繪旨令旨之間、恐□□爲預有道之御成敗、組言上如件、

(大日本書院藏阿蘇家文書)

一五五 惠良惟澄重申狀

○コノ文書、奥裏ニ紙繼目裏列ノ左半存セリ、

(端裏書) 惟澄重申狀 正平十四 二 十五

惠良筑後守惟澄重言上

欲早被下重 令旨預御遵行肥後國守富庄事

副進

一通 三ヶ度 令旨案

右、度々言上事舊訖、而河尻七郎令違背兩度御下知之間、以去年八月十三日、被下三ヶ度御下知之處、河尻七郎尚以申異儀、剩構城郷張行之間、守護人肥後守武光不及遵行之条、背定法畢、而早重被仰下、且被破却城郷、爲渡給下地、重言上如件、

正平十四年二月 日

(同前)

〇一二七一 因幡國智土師郷上村年貢結解

狀※ ○金澤文庫古文書

(端裏書) 一智土師郷上村康永元年結解狀

注進 因幡國智土師郷上村康永元年御年貢結解事

合 『康永貳 六 九 初勘畢、(花押)』

米八十九石一斗二升二合二勺四才

錢十二貫三百八十八文

所濟 『米捌拾玖石漆斗漆合三勺』

損○朱ノ合點虫、  
損ニテ今ナシ、

① 一石 正月政雜掌

② □斗 御倉付

③ 六石九斗三升

代錢六貫三百文 九月中和市百文別一斗一升定、在返抄九十加夫賃三百文定、

④ 十六石一斗七升

代錢十四貫七百文 十月中和市同前、同十廿九加夫賃七百文定、

⑤ 七石三斗九升五合

錢七貫三百五十文 十月中和市百文別一斗三合定、同同日加夫賃三百五十文定、

⑥ 八石四斗

代錢八貫四百文 十一月中和市百文別一斗定、同十一十七加夫賃四百文定、

⑦ 七斗五升七合

代錢七百五十七文 同同日加夫賃三十五文定、

⑧ 十二石九斗八升

自七月至十一月十五日兵糧米、依人數出入雖有增減、大概十五六人分、任日々記、雖可注進、依事繁略之、但除私人數七人、

⑨ 廿四石

用心人雇賃八人分人別三石定、

⑩ 四石

代錢四貫文 七月中和市、守護方雜掌百文別一斗定、

⑪ 二石五斗

城用心中酒肴雜事以下

⑫ 一石七斗

⑬ 三石

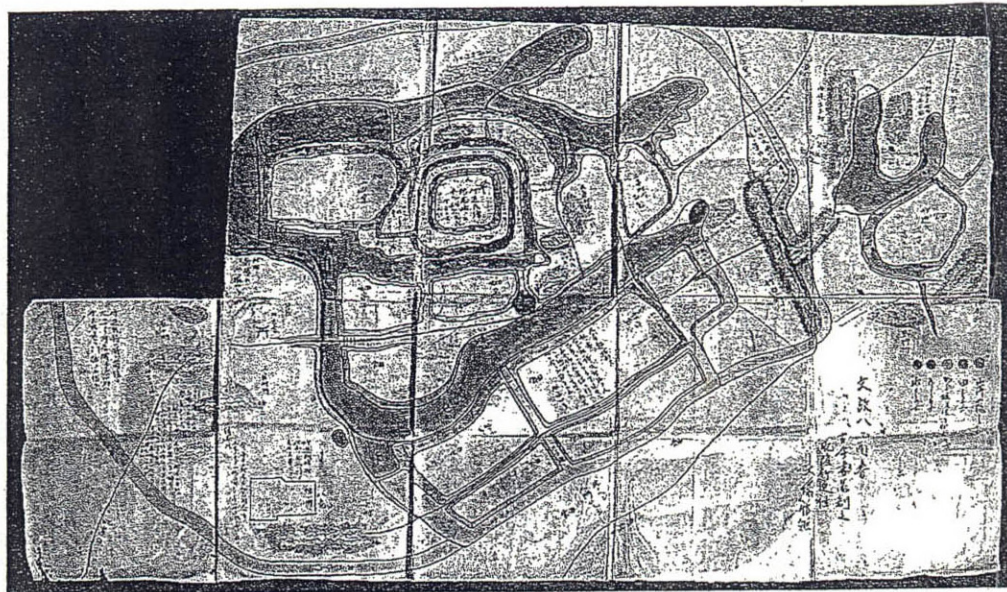
下

惡黨兩度寄來之時、見次勢酒肴雜事以

○本文書ニハ、紙繼目一箇所アリ、ソノ裏ニ、本文第二行目「初勘畢」ノ下ニ署シタルモノト同形ノ花押アリ。又奥裏繼目ニ同花押ノ左半アリ。

(阿蘇家文書) 文中、因幡國

細川家文書には中世領主の居館跡絵図がいくつか含まれる。いずれも近世後期に居館跡が文化遺跡として認識されるようになってからの絵図であるが、細川家がそれを収集していた事実も興味深い。文政8年(1825)



に竹迫住人の大塚惟矩によって作成されたこの「合志古城図」は、館まわりの堀、土塁、小路、米蔵跡、諸往還などを克明に描くが、ことに注目されるのは、城下の竹迫町（現合志町竹迫）を含みこむ大規模な「カラホリ」＝空堀である。町屋までを包摂する戦国期の「惣構」を示すものとして貴重である。同城は16世紀には有力国人合志氏の本拠地となっていた。

(第21回貴重資料展出品目録「肥後の乱世」(熊本大学附属図書館))

15世紀末—16世紀中葉における豊福領の領有変遷

|            |                           |
|------------|---------------------------|
| 名和氏知行第1期   | — 長享元年(1487)              |
| 相良氏知行第1期   | 長享元年(1487) — 明応8年(1499)   |
| 名和氏知行第2期   | 明応8年(1499) — 永正元年(1504)   |
| 菊池氏・阿蘇氏係争期 | 永正元年(1504) — 永正7年(1510)   |
| 相良氏・名和氏係争期 | 永正7年(1510) — 永正13年(1516)  |
| 相良氏知行第2期   | 永正13年(1516) — 大永7年(1527)  |
| 名和氏知行第3期   | 大永7年(1527) — 天文4年(1535)   |
| 相良氏知行第3期   | 天文4年(1535) — 天文13年(1544)  |
| 名和氏知行第4期   | 天文13年(1544) — 天文19年(1550) |
| 相良氏知行第4期   | 天文19年(1550) — 永禄2年(1559)  |
| 名和氏知行第5期   | 永禄2年(1559) — 永禄8年(1565)   |
| 相良氏知行第5期   | 永禄8年(1565) —              |

※『八代日記』『相良家文書』により作成

○正月四日<sup>壬ノ日</sup> 蕨野カコイ破、相良ノ大蔵方打死、…同四月廿四日二相良刑部大輔方豊福下城候而、如国中退出候、彼地皆吉伊豆守方在城、  
○(正月)廿四日 豊福二番替、…(二月)七日 宇土ヨリ豊福二伏草候、…廿七日 豊福二番替、…三月十三日<sup>壬</sup> 豊福下城、…(四月)六日 宇土ヨリ小野知行仕候、  
○同(六月)廿五日 武真豊福落去、…彼地 晴廣さま知行、武真鏡福善寺御宿、同廿八日<sup>酉乙</sup> 晴廣さま豊福二御在城、一番人数芦北衆、  
(天文十九)

(『八代日記』)

○一八三七 北條家朱印狀 ○堀江恭一氏所藏文書  
江戶中城塀之事  
四間 阿佐ヶ谷

右、江戸中城塀四間當郷請取ニ、自今以後定置者也、依之掟條々、  
一、大風吹散時者、嶋津主水・小野兵庫助・太田四郎兵衛三人觸次第、三日中修覆可致之事、  
一、請取之塀破損を、何時も彼三人如申付可致之、扱又一年之内何ヶ度致候共、奉行之取證文御尋之砌、明鏡ニ可申上事、  
一、若奉行横合非分申付儀有之ハ、小田原へ來、可捧目安事、  
以上

右、來四月晦日を切而、塀嚴密ニ可致之者也、仍如件、追而、塀之致様ハ三人之奉行得作意、奉行如申、手際をよく可致之者也、

天正四年<sup>丙子</sup>三月晦日  
(虎朱印)

阿佐ヶ谷 小代官  
百姓中

(司馬國道文後松永氏編)

○三六八〇 上田憲定朱印狀 ○松村文書

今度御世上火急ニ付而ハ、松山ニ致籠城、無二ニ可走廻儀、宿中之者、何も同意ニ申由、越中申越候、一段祝着ニ候、累年當宿ニあつて、進退をおくり候筋目、さりとてハ、此度不走廻して不叶候、走廻を心懸候者ハ、小旗、或鐵炮・弓・鎗、似合ノニ致支度、走廻可爲祝着候、致籠城一途走廻者ニハ、いか様之草かり以下成共、歸城之上、任望一廉指引、涯分可引立候、此儀少も無疑心、走廻肝要ニ候、爲其以印判出之候、然ハ如此申出候上、自然他所へ心をよせ、可引移あてかい致者あらハ、忽其斷申付、後日ニも小田原迄も申上、御分國中を尋召返、堅可及其斷候、町人衆、わきの者迄も、爲心得之、如此ニ候、仍如件、  
(天正十八年) 寅  
三月十一日  
(從狩野陣  
(伊豆國田方郡)  
(松山、北金郡)  
(本郷町人衆)  
(新宿本宿共ニ

(目右)

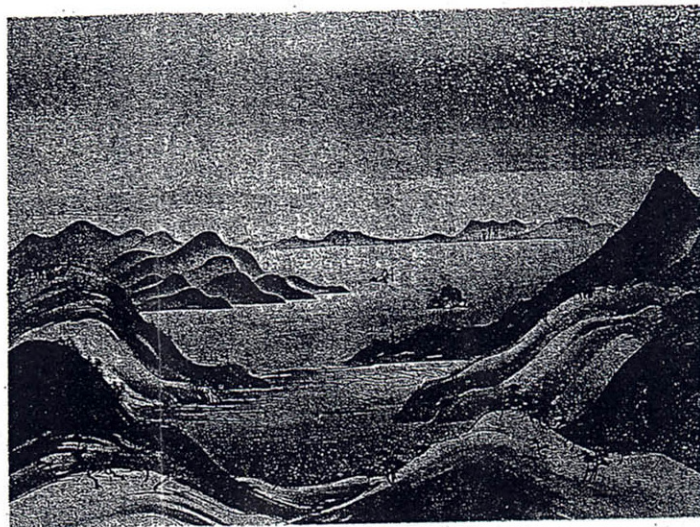
雖今度上方梓楠候、御方之儀別條無之由祝着之至ニ候、然ハ肥後・筑後兩國進置之間、成次第可被申付候、此節候條、随分無油断様ニ專一ニ候、猶津田小平次・佐々淡路守可申候間令省略候、恐々謹言、

八月十二日

家康 書判

(清正)  
加藤主計頭殿

慶長五年（一六〇〇）の「天下分け目」の内乱もまた、岐阜関ヶ原の地でだけ戦われたのではなかった。それまでの中世の内戦と同様に、全国の政治勢力（大名）が東軍か西軍に所属し、各地域社会でいわば「ミニ関ヶ原合戦」ともいえるような大名軍どうしの戦闘が展開したのである。中部九州の肥後国を例にとれば、熊本に加藤清正は東軍、八代・宇土の小西行長は西軍、人吉の相良長毎は西軍から東軍に寝返り、薩摩国には西軍方として島津氏があった。徳川家康の軍事行動開始、大坂における石田三成の挙兵をうけて、九州各地でも戦闘がはじまる。慶長五年九月、加藤清正が小西行長留守中の宇土城を攻めると、薩摩国出水外城（鹿児島県出水市一帯にあった島津直轄軍団駐屯地）の島津家臣団たる出水衆は、小西勢救援のため加藤の所領であった肥後芦北郡一帯を席卷した。いま、のちに肥後熊本藩主となる細川家伝来の膨大な史料群（財団法人



薩摩街道の峠から見おろす田浦湾 地元では、薩摩勢は裏手の山から攻め込み、濫妨の限りを尽くしたと伝承される。出水衆の眼前に広がった当時の景観がしのばれる（衛藤良行筆「領内名勝図巻」、永青文庫蔵）

永青文庫所蔵、熊本大学付属図書館蔵）のうち、このときに島津軍（出水衆）が芦北郡田浦村（熊本県葦北郡田浦町田浦一帯）で働いた掠奪の内容を具体的に示す、一冊の帳簿が遺されている。

#### 島津軍の濫妨帳簿

帳簿は、縦二六・四センチ、横一九・五センチ、ごく薄手の和紙（袋綴じ）一三枚からなり、表紙には、「慶長五年九月廿七日ニ芦北郡之内田浦村百姓治部少乱之時薩州江取越人数之帳」とある。ここでの「取越」とは人間を掠奪して連れ去ることである。「濫妨」の実態が人の掠奪であったことを具体的に

に示す、驚くべき内容の帳簿である。また「治部少」とは石田三成のことで、同地域ではこの内戦を「治部少之乱」とか、のちに述べるように「小西行長様一乱」とも呼んで、長く記憶に留めていたのであった。

「長く記憶に留めていた」というのは、以下のような事情による。この帳簿が作成されたのは、関ヶ原合戦のあった慶長五年から三三年がたった寛永十年（一六三三）四月である。寛永十年春といえは、前年に改易された加藤忠広のあとをうけて、細川忠利が豊前・小倉から熊本に入った直後、いわば熊本藩の民衆にとっては藩主交代（代替り）の、まさにそのときにあたる。中世では、領主が替るとき（代替り・代始め）には、新しい領主は「徳政」を行うべきだという社会的通念があり、百姓らはその実施を新領主に迫った。研究上、これを「代替り徳政」という。徳政とは、普段行えない政策を特別に実施し、いわば「世直し」をすることで、戦国期から近世初頭には債務の破棄や税制の改革、訴訟の奨励、さらに村を捨てた百姓らの生活条件を保障して呼びもどすこと（百姓還住の徳政）にまで及んだ。つまりこの帳簿は、加藤氏から細川氏への代替りをとらえた田浦村の百姓らが、三三年前の内戦で薩摩軍に連れ去られた家族や村の仲間たちを対象とした返還交渉を島津氏と行うよう、新領主たる細川氏に求め、そのときの申告にもとづいて作成されたものと考えられるのである。帳簿の内容を具体的にみてみよう。

#### 濫妨の実態

〔記載内容〕 島津軍の田浦村民を対象とした掠奪（人取り）九〇件について記載している。次に示すのはその一例である。

一、式人女 福崎刑部殿くミ被取候、  
宍人男 今ハ中佐に申し候、

助五良女房子

田浦村の助五良と女房、娘の家族三人が、薩摩軍の福崎刑部という人物の配下に連れ去られ、寛永十年段階では薩摩国帖佐（鹿児島県姶良郡始良町）にしていることを示している。掠奪の単位は男女あわせて二人から五人ほどの家族ぐるみ（子どもを含む）の事例が全体件数の約半数を占め、他は家族の一部や個人が連れ去られた事例である。

「掠奪対象と規模」 掠奪されたのは第一に人間、第二に百姓の私財と、の牛馬であった。高木昭作氏や藤木久志氏が明らかにしたように、濫妨とは敵方に対する人・牛馬・家財の掠奪や放火を意味した。島津軍出水衆の田浦村に対する掠奪は九月二十八日と十月六日の二度、あわせて男九五人、女一二五人、合計二二〇人、ならびに馬一〇匹、牛三二匹におよんだ。このうち男の約一五パーセントが「下人」身分、女の約二〇パーセントが「下女」身分の者で、あとは村の正規の成員である百姓とその家族であった。数は確定できないが、じつに被害者全体の約半数は子どもであった。なお、掠奪対象地である田浦村は江戸時代後期の田浦村および周辺の八カ村を含む広い地域と考えられるが、それにしても凄まじい人身掠奪である。帳簿には記されていないが、収獲したばかりの米穀も掠奪対象とされたにちがいない。

「掠奪主体」 掠奪を行った出水衆は、島津氏がこの戦争の前年に肥後国境の備えとして出水の地に駐屯させていた軍団である。実際に掠奪に手を染めた者は、「福岡刑部殿くみ」のように島津氏家臣の「組衆」という軍兵のユニットであった。ただ、島津家臣といっても、出水衆個人個人は決して羽振りのいい武士だったわけではない。「大将」の一人とされる福岡刑部本人とその組衆は、あわせて男四人、女三人を掠奪しているが、いま出水市立図書館にある元和六年（一六二〇）の「出水衆中軍役高帳」という出水衆の名簿をみると、福岡は慶長四年（一五九九）の出水衆発足時に帖佐から移住してきた、たった七石取りの最下級家臣だったことがわかる。慶長十七年の軍役高帳によれば、出水衆の中核である「麓衆」は七〇〇人あまりの島津家臣（郷士）からなるが、そのうち知行一〇〇石以上の者はわずか一三人にすぎず、福岡のような一〇石未満層がじつに全体の六五パーセントを占め、その多くが島津氏の国境防衛のために領内各所からかき集められた者たちであった。彼らは身分こそ島津家臣であるが、実体は限りなく雑兵に近い。藤木久志氏は戦場の人身掠奪の主体はこの時期の軍隊に大量に存在した「雑兵」、つまり奉公するだけでは食ってゆけない下級の武家奉公人であったとしたが、それは出水衆の濫妨の実態にもあてはまる。大勢の雑兵による敵地での濫妨は当然の行為であったという、この時代の内戦の実情がここに示されている。

「連れ去られた人々の分布と存在形態」 掠奪された二二〇人のうち一六〇人あまりの寛永十年（一六三三）時点での居場所が特定できる。それを示した地図（次ページ図3）をご覧ください。掠奪したのは出水衆であったから、人々は当初その本拠地である出水外城に連れ去られたとみられる。三三年後、六二人がまだ出水に、一〇人が隣の阿久根外城（鹿児島県阿久根市）にいた。これらの人々は「四人女 哲人男 出水にて島津治部殿ニ申候 又次郎女房子」などと記されるように、出水衆や阿久根衆の私的従属下にあった者が多い。戦場で獲得され、私的に使役されつづけた戦争奴隷といってよいだろう。きちんと奉公の契約をした家来にはそれなりの給分を与えねばならないが、戦場で分捕ってきた者なら「下人・下女」として飯を食わせさえすればよい。貧しい武士たちにとって、戦争は家来や家内労働力を獲得する絶好の機会であった。一

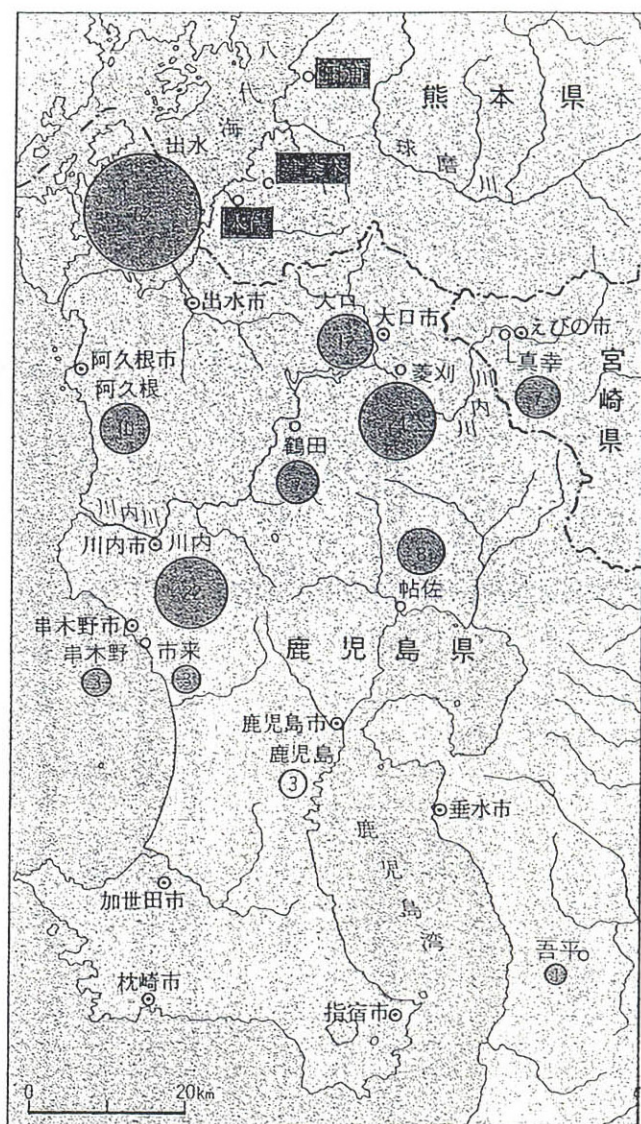


図3 慶長5年(1600)に、出水衆に掠奪された田浦村住人の島津領内の人数の分布(寛永10年〈1633〉時点)

方、掠奪された人々のうち九〇人あまりは島津領内各所に散らばっている。川内川流域を例にみれば、菱刈・大口・川内といった外城や、「千台唐人町」など外城に近接する町場・港に多く分布している。出水衆のもとから召し放たれたり、借金のかたに売られたりして、各地外城の武士の下人・下女や商家の奉公人となって日々の糧を得ていたのであろう。だが、人々は三三年間、国境を越えて故郷の田浦村に一度たりとも帰ることはできなかった。田浦村の百姓たちもこれら家族や仲間の安否情報を得ており、島津領のどこにいたのかを知っていたにもかかわらず、加藤・島津両氏が返還交渉を行わなかったからである。そして、新藩主の細川忠利が田浦村の要求に動かされて交渉に乗り出し、帰村が実現したかどうか、今は確認することができない。

かつて田浦村と同じ芦北郡の津奈木村の庄屋をつとめた桑原家には、このときの出水衆の濫妨のことを記した由緒書（江戸時代、作成年代は不明）が伝わっていた。そこではこの戦争が「小西行長様一乱の節、薩摩勢取り懸り御百姓男女連れ越し申す刻」とか、「慶長五年十二月六日朝、又薩摩より取り懸り男女共連れ越し候節」と表現されている（章北郡誌）。この地域の村々の百姓たちにとって、中世最後の内戦は、まさに人身掠奪、激しい濫妨の記憶として深く脳裏に刻み込まれることになったのである。

上井覚兼日記 天正十二年十二月条

(6才) 一、五日、忠棟公拙宿へ御入候て、御談合也、鎌刑・比宮同前、(俗名細川昌勝)三舟へ延命院使僧を可被遣之

由相定、意趣条數等、武庫様へ比宮を以伺御意候、御納得之由候間、即意趣被承、先和睦御礼之事・(肥後鹿本郡)到長野一行之事・質人之事・對合志熟談之事・神載之事・付龍造寺へ不通肝要之事也、長野へ一行之日執、來十日・十一日たるへく候、自然此日指合候ハ、十四日可然候、

義弘親直ニ長  
野ニ出兵スベ  
キ期日ヲ指示  
ス  
有馬ノ捷報至  
ル

(6才)

却候て、敵一二三百被討捕由也、(肥後鹿本郡)執人等者不知數由也、養田左衛門尉致合戰、分捕仕、數ヶ処蒙疵罷歸、彼方之様子先と物語申候也、拙者忤者鳴海舍人助と申者なと、分捕あまた仕候由、是も聞得候、養田左衛門尉處へ忠平御兄弟入御候て、疵御覽候也、

上井覚兼日記 天正十二年九月条

三里四方ノ女  
童難ヲ避ケテ  
山鹿城内ニ籠  
ル

(24才)

久治宇動某ノ  
變約ヲ報ズ  
軍勢ヲ派シテ  
討伐セン

(24才)

一、十五日、看經等如恒、各御礼共承候、武庫様於御宿御談合也、其衆忠平様・忠長・忠棟・新武・上長・税新・吉作・伊肥・拙者也、町羽・伊野より書狀到來候、昨晚者漸中途までにて候、今朝山鹿へ懸引候、彼方御陳所之由候へとも難澁申候、其故者、三里四方之事者あかり城仕、女童取乱罷居候間、城内に御人數ハ成ましく候、(宗方、肥後鹿本郡)麓にむなかと申村候、是に御番衆者可召置之由申候、必竟狼藉人之怖候故と聞得候、此等御成敗肝要之由也、さてハ先とむなかと哉覽に兩人被打入被仰調候て可然之段、返事被成候、武庫様各談合衆へ御振舞也、それ過候て忠棟宿にて麟臺・新武・吾と閑談共仕候也、此夜、從忠棟捻にて承候、伊野より只今注進候、山鹿之事、昨日に口替候て不事成候、さてハ御人數被差加候へと被申候間、先と菱刈・七浦・八城までの衆明日可被遣候、如何之由尋也、尤可然之由申候、此夜、典廐於御宿御閑談共也、拙者御酒持參申候、